

# 宇和島市教育委員会会議録

平成30年6月定例会

平成30年6月7日開催

宇和島市教育委員会

# 宇和島市教育委員会 平成30年6月定例会 会議録

1. 開会日時 平成30年6月7日(木) 15時59分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 地下会議室

3. 出席者 教育長 金瀬 聡 委員 高山 俊治 委員 廣瀬 孝子  
委員 木下 充卓 委員 弓削 由美子

4. 欠席者 なし

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	上田 益也	教育総務課長	横山 泰司
学校教育課長	野田 克己	生涯学習課長	富田 満久
中央図書館長	渡辺 晃	文化・スポーツ課長	西川 啓之
伊達博物館長	土居 道德	人権啓発課長	山本 利彦
学校給食センター所長	家藤 芳仁	吉田教育係長	井東 敬文
三間教育係長 (事務局)	末光 優子		
教育総務課課長補佐	土居 弘	教育総務課総務係長	山口 真史

6. 付議事件

- 報告第24号 専決処分した事件の承認について  
(平成30年度 教育費6月補正予算の要求について)
- 報告第25号 専決処分した事件の承認について  
(平成31～35年度 教育費債務負担行為の設定要求について)
- 報告第26号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について)
- 報告第27号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市生涯学習センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について)
- 報告第28号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱について)
- 議案第19号 宇和島市教育委員会委員定数条例
- 議案第20号 宇和島市教員住宅管理規則の一部を改正する規則
- 議案第21号 宇和島市吉田ふれあい国安の郷利用規則の一部を改正する規則
- 議案第22号 宇和島市学校自主企画学習事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- 議案第23号 宇和島市児童生徒防災教育事業補助金交付要綱
- 議案第24号 宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
- 議案第25号 宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命について

請願第 2号 「特別の教科道徳」中学校教科書採択において、子どもたちによりよい教科書を手渡すことを求める要請書

請願第 3号 「子どもの学習権を保障する教科書」が採択されることなどを求める請願書

## 7. 会議概要

### (1) 開会宣言 (午後 3 時 59 分)

#### ◎教育長

みなさんこんにちは。ただいまから 6 月定例の教育委員会会議を開催いたします。それでは、冒頭私の方からご挨拶申し上げます。先月来、小学校の適正規模・適正配置の保護者懇談会で吉田地区、校区を回りました。そして今月に入ってから、一昨日になりますか、結出小学校のほうに行きました。今日は御槇に行きます。ここまでのところ保護者のみなさんは、よりよい教育関係を作っていきましょうと、そのためには一定の規模も必要ですよねということでこちらからお示した一つのモデルプランに対して、ニュートラルな意見をいただいているかなという印象を持っています。これから保護者だけでなく地域の方々のご意見も伺っていけるのだろうと思いますけども、しっかり意見を受け止めて、いい形の最終的な案に持ち込めればいいなと思っています。三浦地区と遊子と蔦淵が残っておりますけれども、頑張ってまいりますということでございます。

### (2) 教育長報告

#### ◎教育長

それでは続いて、教育長報告のほうに入りたいと思います。資料の 1 ページ 2 ページをご覧ください。5 月分の主なイベントと申しましょうか、出席した職務について一覧にしております。5 月 8 日には子ども支援教室わかたけの開室式に参加してまいりました。わかたけには事前に一度行っていたのですが、開室式ということで子どもたちがいる場には初めて伺ったということだったので、子どもたちが少しでも学校に溶け込めるような日が来ればいいなと本当に切実に思いました。

あとはもう書いてあるとおりなのですが、19 日、土曜日には昨年度に引き続く形で、ただし中身的には昨年とは少し違う形で、これについてはその他の議題でまたご報告したいと思いますけれども、うわじま土曜塾の開講式がありました。中央の生涯学習センター、それから岩松の公民館、吉田の公民館、それぞれ 3 ヶ所を回ってまいりましたけれども、滑り出しとしては非常にアットホームな感じでいいスタートを切れたなというふうに思っています。

20 日と 27 日、市内の各所の小学校で運動会がありました。和霊小学校みたいにそれなりに人数、生徒数がある小学校は、いわゆる小学校らしい運動会の様子を見ることができましたし、それから喜佐方、奥南、高光、この辺はそれぞれやっぱり地域ごとの色が出ている運動会だなと感じ

じました。特に高光ははっきりと学校と地域の運動会を同じ日にやりますということが見える形で表現されていましたし、プログラムで、学校と地域の一体感を非常に感じることができました。喜佐方のほうもそういう意味では、こじんまりとしていましたけども、地域の方々が運動会の準備なども大いに手伝っていましたし、密着しているのだなという印象を強く感じました。

21日、23日、24日、29日、ここは小学校の適正規模・適正配置の保護者懇談会に行っていました。先ほど冒頭の挨拶でお話したとおりです。

もう1点コメントするとすれば、24日の立間小学校を皮切りに学校教育課の学校訪問が始まっております。私も日程が合う限り、訪問にお付き合いさせていただこうかなと思っています。現場の先生方の意見もお聞きしたいと思いますし、そして24日は初めて複式学級がどういったものなのかということについて、この目で見ることができましたし、学校の先生も、そして生徒さんも非常に大変だなということがよく分かりました。それと、電子教科書が教室の中で使われていて、これはやっぱり黒板ですとか先生の手作りの教材では実現できないような、グラフの表現の仕方についての授業だったのですが、動きのある理解を進めるうえで非常に強力なツールだなということを感じました。先生方も、今まだ限られた範囲でしか投入できてないですけども、もっとその範囲を広げてほしいというような意見もありましたし、これはこれからも教育委員会の一つの課題ではあるかなと感じました。以上で教育長報告のほうは終わりたいと思いますけれども、何かご質問等あればお願いします。

◎木下委員

少し教えていただきたいのですが、8日のわかたけの開室式なのですが、前年度、宇和島市以外、宇和島圏内の子どもたちも通えるようにとのお話があったのですが、どういう状況になっているのですか。

○学校教育課長

教育長。現在は宇和島市内の子どもしか通室しておりませんので、まだ周りの3町からの子どもたちは通ってはいません。

◎教育長

制度的には受入の準備が整ってはいるけど、まだ来てないということです。

◎弓削委員

今、何名くらいいるのでしょうか。

◎教育長

今通っている子、わかたけの人数は今何人くらいいるのでしょうか。

○学校教育課長

通っている子どもたちでしょうか。今現在では5名、6名の子どもたちが通室しています。

◎教育長

通室の承認が下りている子はもっといるのだけれども、実際に通える状態までいっている子が5人ということですか。

○学校教育課長

はい。

◎教育長

他ありますでしょうか。

— 委員からは特に意見なし。 —

(3) 付議事件

◎教育長

次に議事に入ります。本日の議案ですが、報告第 24 号と 25 号については、予算が公表されていないことから、そして報告第 26 号から 28 号、それと議案第 24 号と 25 号は人事案件であることから非公開で審議したいと思いますが、ご異議はありませんか。

◎全員

異議なし。

◎教育長

異議がないようですので、非公開で審議します。

次に議事の進行についてですけれども、番号どおりの順番で議事進めますと、非公開と公開の案件が入り混じってしまいますので、公開案件を先に審議して、その後に非公開議案をまとめて審議したいと思いますが、ご異議はありませんか。

◎全員

異議なし。

◎教育長

それでは、議案第 19 号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

教育長。18 ページをお開きください。議案第 19 号、宇和島市教育委員会委員定数条例でございます。宇和島市教育委員会の委員定数条例を次のとおり制定する、平成 30 年 6 月 7 日提出。提案理由でございますが、教育委員会が行う施策について、保護者や教員経験者などの多様な民意を幅広く反映させるため、宇和島市教育委員会の委員の定数を 5 人にしようとするものであります。詳細につきましては、地方教育行政法では教育委員会の委員は教育長及び 4 人の教育委員をもって組織するということが明記されております。但し書きで、市町村においては条例で定めることで 5 人以上にすることができると、できる規定を根拠に今回条例を制定しようとするものです。ここに書いてあるとおり、保護者や教員経験者などの多様な民意を幅広く教育委員会に反映をさせるために委員の定数を 5 人とし、今現時点においては教員経験者がまずもって教育委員及び教育長に不在の状況があります。教科書採択や教職員の県教委への内示等々について、教員経験の必要性のある委員さんがやはり必要であろうという点が 1 点、もう 1 点は、教育委員会の会議の議決はまずもって委員の多数決によって会議を決するのですが、同数の場合は教育長が最後に票を入れて決すると。ここをやはり 5 人とすることによって、いわゆる市長が任命した教育長が最後に決めるのではなくて、民意を反映した教育委員の中の 5 人で教育行政の施策について決

するほうがより良いだろうというのがもう1点。その他、いわゆる1市3町の4人の地区割りについては、やはり今後の、先ほども言いましたように、学校の適正規模・適正配置いわゆる統廃合等々を考えるうえで地域性のバランスを取りながら、なおかつ保護者枠というのはこれ法律で義務付けられています、そして教員枠というものも、これは法律上義務付けはないのですが、県内で教員のいない教育委員会は内子と宇和島市のみという状況はやはりよろしくないだろうという点も含めまして、今回5人目は教員枠ということを明確に条例で謳うのではないのですが、運用上教員枠の5人目を作ろうというものでございます。以上で説明を終わります。

◎教育長

事務局から説明がありました。本件についてご質問等あればお願いします。

◎高山委員

今度5人目を教員枠にするという説明だったのですが、毎年教育委員の任期が来て改選になりますけど、その時もたまたま教員経験者が選ばれる、それで教員が2人ということにもなるということですよ。

○教育総務課長

教育長。特にそこで、例えば、ある程度地域の代表という形で今4人の方が出てこられていて、結果としてそこに先生が、例えば2人目になるということは十分ありえますし、県内の状況を見ますと、11市のうち7市が2人以上の先生がいます。ですので、その場合は例えば中学校の先生が今後なった場合は小学校の先生とかっていうバランスはある程度考慮したほうがいいのかもしれないし、ただそれは考慮すると地域の中で今度は小学校の先生を出さないといけないというような話にもなるので、それは理想ではありますが、バランスを取れば、もし小学校とか中学校という。県の場合は高校教育の方1名、義務教育の方1名という形でそれは暗黙の了解でそういう形を取っているというふうには聞いています。

◎高山委員

でもそれは決めるのは首長なので、市長の意向でどうにでもなるということですよ。

○教育総務課長

基本的に教育委員さんも教育長も最終的には議会の同意がいるのですが、教育長については首長が直接任命されますけれども、今までの教育委員さんの選任に関しては地域性を考えるということで、例えば今回は吉田地区から1名ということになれば、吉田地区の方から支所長を通じて教育委員にふさわしい人のリストを出していただいて、最終的に市長にチョイスをしていただくという実務的な話が今まではあった。今度の場合は先生が退職されてそう長くブランクがある人というわけにはいかないで、近々に退職された人の中のリストの中から市長が指名されるということにはなるのだろうと思いますけれども、いずれにしても最終的に市長の意向は反映はされる、けれど議会の同意は必要ということです。

◎木下委員

私たち自身に関わることなのでよく議論させていただきたいのですが、まず1市3町の地区割りというのは人口的にはいろいろありますけれども、やはりその地域地域に応じた小学校、

中学校の伝統とか地域性がありますので、その地域から1人ずつ選んでいただくことに関しては私は賛成ですし、多分他の委員さん方もそのことについてはありがたく思っていると思います。ただ全体で見たとき、宇和島市の規模として5人という数が、全国の教育委員会の定数がだいたい4人ということで、大都市で5人と、その点の割合がどうなのかと少し心配になります。ただ仰られるように、私たちも学校の先生ではないので、専門的なことに関しては教員をされた経験者の方々がおられるほうが心強いのかなという思いは本当にあります。なかなか自分たちに関わることで、人口のバランスからいって多いのではないかなという心配もしているのですけれども。

#### ○教育総務課長

教育長。現在文科省の直近の調査で、政令指定都市を除く市町村の中で、県は除いて、5人以上の教育委員を組織しているのが全国で106の市町村がございます。パーセントにすると6パーセント、1割まではっていないという状態なのですが、人口規模と必ずしも比例しているかといえども、たとえば千曲市さんは、宇和島市の姉妹都市の、宇和島市よりも若干人口規模も少ない市でも5人。県内では愛媛県以外は4人なのですけれども、お隣の香川とか徳島では意外と人口規模5万、6万の市でも5人のところもあり、理由はいろいろあるかと思えます。例えば市町村合併で5市町がとかそういうきっかけがあったのかもしれませんが、一応千曲市も含めて各教育委員会に5人にしたときの条例制定理由について問い合わせ照会かけましたが、いずれの自治体もやはり保護者枠が法律で義務付けられたタイミングで増やしている事例が多いのですけれども、やはり一人でも多くの方の意見を教育行政に反映させたい、教育に力を入れたいという意図で5人に増やしたという回答でございましたので、必ずしも人口規模に比例しているというわけではない、東京都はあんなに大きくて6人なのですが、では人口割するとどうなのという話になりますので、必ずしも人口に比例しているものではないとは思いますが、先ほど来言われている1市3町で合併後13年経っているからというご意見も市議会議員さんの中であるのは事実ですし、ただやはり地域性が今でもあるし、今喫緊の課題として統廃合の絡みを考えると、その地域選出の教育委員さんがいない中でその話を進めるのは教育委員会としては適当ではないだろうと我々は感じているところなので、いずれかの時に5人目が必要ないだろうということになれば4人に戻すこともありうるかとは思いますが、当面の間は5人体制がいいかと思えますし、県内では初めてなのですが、宇和島市がするからどこかするところが出てくるかもしれませんので、委員を5人とすることで、いろいろな意見を教育委員会の中で協議したうえで教育行政を進めるのは決して悪いことではないだろうというふうには考えています。

#### ◎教育長

他にありませんか。

#### ◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

#### ◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

続いて議案第 20 号になります。これも事務局から説明お願いいたします。

○教育総務課長

教育長。20 ページお願いいたします。議案第 20 号、宇和島市教員住宅管理規則の一部を改正する規則でございます。提案理由は、当市にてエアコンを新設した教員住宅の入居料の変更と、昨年度いくつか教員住宅解体したのですが、解体済みの教員住宅の項目をブラッシュアップするために規則の一部を改正しようとするものでございます。それでは 23 ページ、24 ページを横向きにご覧いただいたらと思います。左のところに教員住宅の住宅番号がございます。まず 34 号、これは下波の旧宇和海中学校の校長住宅を昨年度壊しました。85 号、これは津島町の脇、それから 104 号の北灘の南部の教員住宅を壊しました。この 3 棟を壊したものと、住宅番号 14 号、戸島の教員住宅なのですが、これは 3 年程前から学校の先生方の要望で、基本的には入居者がエアコンをつけるというルールから、市がエアコンをつけるというルールに変えて、その代わりにエアコンをつけた教員住宅は月額 500 円入居料を上げさせていただきますよということに変えました。今年エアコンが壊れたところがありまして、市が設置した 14 号は 10,200 円から 500 円アップして、10,700 円に変更したものでございます。以上で説明を終わります。

◎教育長

ただいまの説明に対してご質問等あればお願いいたします。

◎廣瀬委員

他の部屋はエアコンはついていないのですか。

○教育総務課長

いえ、ついてます。ついてますが、例えば先生が自前でつけたところについては入居料をあげるわけにはいかないので、今までは先生が歴代つけて次の先生に引き継ぐ形でしてはいたのですが、3 年くらいが先生の周期なので、エアコンは大体 10 年くらいもつので、壊れたときに一番最初の先生が負担が大きい。だからそれはやはり市が整備したほうがいいのではないですかという問い合わせがあって県内全市に調べたら、半々くらいだったのです。けど、いわゆるへき地のところにわざわざ先生として赴いていただいている状況で環境整備としてはあるだろうということで 3 年程前からそういう制度に変えましたということです。よろしいでしょうか。

◎廣瀬委員

はい。

◎教育長

他ございませんでしょうか。

◎高山委員

これだけあって何パーセントくらい埋まっているのですか。

○教育総務課長

入居率ですか。入居率は3割くらいだったと思います。今使えないようなところは壊していこうということで、廃校の施設と書いてあるのが右側にあると思うのですが、そこらについては基本的に建物としてはまだ使えるものは移管をしようという話を内部でずっとしているのですが、なかなか引き取り手側がうんと言ってくれないので教員住宅がずっと残っているのですが、廃校のところは先生行くはずがないので、そこは早めにうちとしても財産処分はしたいところではあるのですが、少しその財源のところ共済からお金を借りていたりして、なかなかその転用ができないところは若干あるのですが、基本的には有効活用できるところは有効活用できるような方向で企画や農林課や商工とは協議しているところではあるのですが、急に先生が入ると言われるといけないので一定程度は残しておかないといけないところではあるのですが。

◎教育長

他にありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

次に議案第21号、これについても事務局から説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

教育長。議案第21号、宇和島市吉田ふれあい国安の郷利用規則の一部を改正する規則でございます。40ページをご覧ください。提案理由といたしましては、現行の規則の申請様式のほうなのですが、合併以前の旧吉田の決裁区分欄がそのまま残っておったということで、恥ずかしながら今回気が付きましたので決裁欄を修正しようというものです。具体的には42ページをご覧くださいと思いますが、左側に教育長と部長がなく、課長補佐以下係までなのですが、私来てから初めて、違和感があったので担当のほうに聞いたところどうも修正し忘れがそのまま使われていたということで、恥ずかしい話なのですが今回の定例会でこの決裁欄を削除させていただいて、通常決裁、申請なので教育長まで決裁は必要ないと考えておるので課長決裁でさせていただこうというふうな形でご提案させていただきました。よろしくご審議お願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明に対してご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

続きまして議案 22 号について事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。お手元の資料 48 ページをお開き下さい。議案第 22 号、宇和島市学校自主企画学習事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱。宇和島市学校自主企画学習事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、平成 30 年 6 月 7 日提出ということで、提案理由、補助金の限度額が 10 万円では講師等を招へいできない場合があるので、10 万円を超えて補助金の交付を可能とするための改正です。新旧対照表をご覧ください。51 ページです。4 条の 3 項のところ、従来は「補助金の限度額は補助対象事業ごとに 10 万円とする」ということにしていましたが、それを「補助金の限度額は補助対象事業ごとに 10 万円とする、ただし市長が認める場合はこの限りではない」という文言を付け加えさせていただきたいと考えます。同じく下の 6 条のところ、「受理したとき」を「受理した場合」、52 ページのところも同様に、「市長が受理したとき」というのを「受理した場合」という形で文言の修正をお願いできたらなと思っています。よろしくをお願いします。

◎教育長

ただいまの説明に対してご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

続いて議案第 23 号を、これも事務局からお願いします。

○生涯学習課長

教育長。それではお手元の資料 72 ページをご覧ください。議案第 23 号、宇和島市児童生徒防災教育事業補助金交付要綱について、この要綱を次のとおり制定するというので、今回新たに制定しようとするものです。提案理由としましては、宇和島市 PTA 連合会が実施する事業に対して、宇和島市児童生徒防災教育事業補助金を交付することに伴い要綱を定めようとするものです。資料 73 ページ、74 ページをご覧ください。この補助金の目的、趣旨としましては、第 1 条に書いてありますように小中学生の防災意識の向上をはかり、将来発生が危惧されている南海トラフ

地震に対応できる力を養うということで事業を行おうとするものです。この市P連に対して補助するわけですが、市P連はこれまでも防災事業をやってきたわけですが、平成26年から28年の3年間は東日本被災地研修交流事業ということで東北のほうにこちらから行って、学んできたことをこちらに還元するというのを3年間やってきました。その中で参加児童生徒の人数であるとか、どの程度フィードバックされているのかということを検証しまして、29年度に事業を見直しまして、東日本に研修に行くのではなく宇和島で多くの小中学生が参加できる防災事業にしようということで見直しました。そこで29年度は国の委託事業が当たったために特に補助金の執行がなかったのですが、今年度同様に防災事業をしようという中で新たに要綱を設けようとするものです。内容としましては、防災キャンプ、小中学生による防災キャンプをしたり、あとその流れで防災士、子どもの防災士、児童生徒に防災士の資格を取ってもらう勉強会、そして取得試験、あとそれを各学校に持ち帰って報告することであったり、それともう一つは防災の講演会ということでこれまでこちらが視察に行っていたのですが、今度は東北から講師を招いて講演会をしよう、そういう事業に内容を変えたために今回新たに児童生徒防災教育事業補助金という名称に変更し設けようとするものです。以上です。

◎教育長

ただいまの説明に対してご質問等あればお願いいたします。

◎高山委員

子ども防災士というのは、やはりきちんと大人の防災士みたいに国とか県が講習してくれる制度みたいなのはあるのですか。

○生涯学習課長

教育長。講習してくれる制度というのは特にはないのですが、自主的に勉強会をして、PTAのほうで講師を雇って勉強会をして、試験内容自体は大人と一緒にです。大人と混ざって同じ試験を受ける。だから低学年については少し難しいところもありますが、去年は1回で通らなかった子ども若干いたようなのですが、ほとんどの子が通ったということを知っています。先ほど少しご説明漏れましたが、この事業、補助金、予算額としましては全体で150万でございます。ちなみに、私も去年子どもと一緒に防災士の資格を取りました。

○学校教育課長

教育長。先程の補足ですけど、小学校の高学年では第一回目から受けている子がいて、大人と同じような形で試験を受けて合格しました。

◎教育長

他にありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

それではここからは非公開案件になります。

◎教育長

報告第 24 号を上程する。

報告第 24 号

専決処分した事件の承認について

平成 30 年度 教育費 6 月補正予算の要求について

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長、生涯学習課長、文化・スポーツ課長

平成 30 年度 教育費 6 月補正予算の要求に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

報告第 25 号を上程する。

報告第 25 号

専決処分した事件の承認について

平成 31～35 年度 教育費債務負担行為の設定要求について

◎教育長

説明を求める。

○文化・スポーツ課長

平成 31～35 年度 教育費債務負担行為の設定要求に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

報告第 26 号を上程する。

報告第 26 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

報告第 27 号を上程する。

報告第 27 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市生涯学習センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市生涯学習センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

報告第 28 号を上程する。

報告第 28 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

議案第 24 号を上程する。

報告第 24 号

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

議案第 25 号を上程する。

議案第 25 号

宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命について

◎教育長

説明を求める。

○伊達博物館長

宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

◎教育長

それでは、非公開案件の審議が終了したので、会議を公開します。

ここからは、提出されている請願の審議に入ります。それでは、請願第 2 号について、事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。お手元の資料 79 ページをお開きください。宇和島市教育委員会請願等処理規則第 2 条の規定によって、別紙のとおり請願を受理しましたので、第 3 条の規定によりこれを報告するも

のです。請願第2号の件名としては、「特別の教科道徳」中学校教科書採択において、子どもたちによりよい教科書を手渡すことを求める要請書です。趣旨としまして、採択にあたって教職員の意見を最大限に尊重し、その意見を反映させること。採択に関する教育委員会を希望する全ての人が傍聴できるよう取り計らい、採択に関する資料を公開すること。子どもたちの発達段階をふまえ、真理・真実に立脚した採択を行うことの3点になります。以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。 －

◎教育長

採決に移ります。請願第2号について、採択すべきだとお考えの方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手なし －

◎教育長

不採択がふさわしいとお考えの方はお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

請願2号は不採択といたします。

続いて、請願第3号の説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。お手元の資料82ページをお開きください。請願第3号の件名としては、「子どもの学習権を保障する教科書」が採択されることなどを求める請願書です。趣旨としまして、教員らの調査・研究による「調査報告書」に基づく採択手続規定の制定。調査研究報告に基づいた採択をすること。偏狭なナショナリズムに繋がる「愛国心」を採択基準に入れないことの3点になります。以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。 －

◎教育長

採決に移ります。請願第3号について、採択すべきだとお考えの方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手なし －

◎教育長

不採択がふさわしいとお考えの方はお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

請願第3号は不採択といたします。

以上で、本日予定の議事はすべて終了しました。

(4)その他

◎教育長

何か意見等ありませんか。

○生涯学習課長

教育長。生涯学習課です。うわじま土曜塾の30年度の状況についてご報告させていただきたいと思っております。お手元に配布しておりますA4、1枚物になります。30年度、今年度のうわじま土曜塾につきましては5月19日を初回としまして開講しております。そこに書いてありますように市内5ヶ所で同時にスタートしております。そして、当初申込登録状況についてですが、4月に入ってからすぐに小中学校、全校児童生徒に対して申込書を配布し、小学校1,700人、中学校1,400人というところで、そこから申込が小学校で168人、1割弱、中学校で89人、6、7パーセント、定員がほしい5パーセントから6パーセントくらい、それぞれ100人くらいで組んでおったのですが、中学校は定員に満たない申込、小学校は定員を大きく上回る申込でした。その中から申込書の申請内容に応じて、学習の定着度、本人の申告によるところの遅れていると感じるであるとか、塾に行っていないとかそういったことを考慮しまして、当初スタートで登録したのが小学校86人、中学校72人としまして、申込者の中でも平均並みにできる、塾も行っているというような子は少し今回は省かさせていただいています。当初小学校について定員よりも少ないスタートとなっておりますけれども、今年度改めまして直営方式で地元の協力スタッフによってスタートをした中で、最初は子どもを第一に考えて数少ないところから始めましょうと少し控えめにはしております。それと和霊公民館が思ったよりも会場が狭くて、当初予定をしておりました25人はとても入らないということで若干控えめにはしております。ではありますけれども、これから参加状況とか子どもの習熟度を見ながら、随時、追加で繰り上げて登録して行って、本来支援すべき子どもができるだけたくさん参加できるようにしたいというように考えています。今現在スタッフにつきましても、3月に募集してそして今現在26人程、コーディネーター1人、リーダー各会場に5人、それ以外にサポーター20人ということで26人くらいのスタッフが登録しております。その中で毎回常時22、23名、去年のこれくらいの時と同じくらいのスタッフ配置で運営できるようにさらにスタッフの登録はもう少し充実を図っていこうと考えております。まだ始まって3回くらいですけれども、子どもたちの参加率も上々で、中学校は総体がありましたのでスタートが少し少なかったのですが、先週あたりからたくさん来てもらうようになって、地元の協力スタッフとも大分なじんでいいスタートを切れているかなという感触は得ています。以上報告とさせていただきます。

◎教育長

ありがとうございました。土曜塾期待しています。その他の項目で何かあれば。

○教育総務課長

教育長。今回初めてなのですけれど、A3の紙で行事予定表をお配りしております。教育委員会の事務局の職員で月例会というのを庁議の後で行って、月初に必ずしも重ならないのですが、そのときに一応各課の行事予定表をこういう感じで作成しておりますので、今後一応教育委員会の定例会の会議にもこういう形で情報提供させていただいたらなというところがございます。赤字のところは教育長出席予定の行事で、こういう形でお配りをして、またこの行事は何かということが教育委員さんの中でありましたら、各課にお問い合わせいただいたらと思います。訂正するところあれば。

○生涯学習課長

教育長。すみません、真ん中辺の列の生涯学習課の列を縦に見ていただきましたら、10日のところに市少年ソフトボール大会・ミニバス大会と入れているのですが、これはうちで入れるより文化・スポーツで入れるほうが正しかったので、ここを削除していただきまして、そして文化・スポーツのほうを見ていただきましたら、ソフトボール大会は3日の日に開催しておりまして、雨天の場合の予備日ということでこの日を設けていたところです。ミニバスについては同じ日です。生涯学習課のソフト・ミニバスを削除してもらったと思います。

◎教育長

学校教育課長、ジョブチャレの話は委員さんに紹介したのですか。

○学校教育課長

いえ、おそらくしてないと思います。

◎教育長

少し紹介しておきましょうか。後ほど資料をご覧くださいということで。

○学校教育課長

はい、資料用意します。

◎教育長

職場体験学習の枠組みで、去年から、県の事業ではあるのですが、今年から県立ではない中学校にもやろうよという展開になっていまして、そういう県の流れを汲みながら、宇和島としては宇和島独自のスタイルでキックオフしようではないかと、そのスタートセッションがこの予定表の6月22日、南予文化会館というところがありまして、中学生と地域で働いている人を何人か呼んで、そこでパネルディスカッションと言うのでしょうか、意見交換をします。後ほど資料お配りいただけますか。

その他ございますか。ないようですのでこれで会議自体は締めたいと思いますが、次回の日程の調整について事務局の方からお願いします。

◎教育長

他ありますか。

— 特に意見なし。 —

◎教育長

それでは次回の日程について。

— 協議のうえ、教育委員会 7 月定例会を 7 月 20 日に開催することを決定する。 —

(5) 閉会宣言（午後 5 時 06 分）

◎教育長

それでは以上をもちまして、教育委員会 6 月定例会を閉会いたします。